

## 太陽光発電等の整備に関する事業 (学校施設環境改善交付金)

### 1. 趣旨

太陽光発電設備、風力発電設備若しくは太陽熱利用設備又は蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る。）等を設置する際に必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図る。

### 2. 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、高等学校及び中等教育学校（後期課程）（産業教育施設のみ）、共同調理場、並びに社会体育施設

### 3. 算定割合

1 / 2 ※工事費が400万円以上の事業が対象

### 4. 工事内容

- ・ 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電の設置に必要となる工事一式
- ・ 太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備（上限額1,000万円）
- ・ 地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備を設置するために必要となる工事一式（ZEB Ready 以上を既に達成している学校もしくは改築事業や長寿命化事業を実施することで将来的に ZEB Ready 以上を達成する学校に限る）

#### [関連工事]

##### ○技術上の課題を解決するための工事

屋上防水の更新、屋上への防護ネット・柵等の設置、変圧器の新設・更新、太陽光電池モジュール（パネル）の荷重を屋上・屋根が支えるための建物の補強工事、その他必要となる電気工事

##### ○環境教育に活用するための工事

発電モニターの設置など

##### ○太陽光発電等の導入と同時に実施する防災機能強化のための工事

蓄電池の設置、自立運転機能の付加など